

田口福寿会奨学金支給規程

(ひとり親家庭等大学生奨学金)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人田口福寿会定款第4条の規定に基づき、大学生に対する奨学金（「田口福寿会奨学金」という。）の支給に関して定めることを目的とする。

(奨学金の対象者)

第2条 田口福寿会奨学金（以下「奨学金」という。）の支給対象者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 岐阜県内の公立高等学校の卒業生であること
- (2) 国内の国立または公立大学（短期大学を除く。）に進学する者であること
- (3) 学業・人物ともに優れ、心身ともに健康であること
- (4) ひとり親家庭等のため、学資の支弁が困難であること
- (5) 他の奨学金（日本学生支援機構からの奨学金及び大学の授業料免除等の学内奨学金その他会長の指定するものを除く。）の支給を受けない者であること。

(支給金額等)

第3条 奨学金は、大学入学一時金と月額奨学金とする。

大学入学一時金は300,000円、月額奨学金は100,000円とする。

2 奨学金の支給期間は、正規の最短就学期間とする。

3 奨学金は、第9条に規定する場合を除き返還することを要しない。

(申請手続き)

第4条 奨学金の支給を受けようとする者は、在学高等学校長を通じて、次の申請書を提出するものとする。

- (1) 田口福寿会奨学金支給申請書
- (2) 学校長の推薦書
- (3) 申請者本人と生計維持者の住民票の写し
- (4) 市町村長の発行する生計維持者の所得課税証明書
- (5) その他必要な書類

(選考)

第5条 奨学生の選考にあたっては、当財団の事業助成委員会による選考を経て、理事会において内定者を定めるものとする。

2 前項の選考は、高等学校3年次の11月末までに行う。

3 第1項の内定者が、指定大学に入学し必要な手続きをした場合、奨学生として決定するものとする。

(報告義務)

第6条 奨学生は、毎年度終了後速やかに、学業成績表及び在学証明書（卒業の場合は卒業証明書）を提出しなければならない。また奨学金受領後速やかに近況報告書を提出しなければならない。

2 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに所定の方法で届け出なければならない。

- (1) 退学または転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 留年になったとき
- (4) 休学または長期にわたり欠席するとき
- (5) 第2条第4号の状況に変更があったとき

(奨学金の支給停止)

第7条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、会長は、事業助成委員会に諮り奨学金の支給を停止することができる。

- (1) 休学または長期にわたり欠席するとき
- (2) 留年になったとき
- (3) 学業または素行の状況により奨学金の支給継続が適当でないと認められるとき

2 前項の規定により奨学金の支給を停止された者は、その理由が止んだときは、奨学金の支給の復活を申請することができる。

(奨学金の支給廃止)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、会長は、事業助成委員会に諮り奨学金の支給を廃止することができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 学業成績または素行が不良と認められるとき
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (5) 提出書類に虚偽があったとき
- (6) その他奨学生として適当でないと認められるとき

(奨学金の返還)

第9条 会長は、奨学生が前条の規定により奨学金の支給を廃止された場合、支給した奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 19 日から施行し、平成 30 年度大学入学者から適用する。

附 則

この規程の一部改定は 2022 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この規程の一部改定は 2023 年 6 月 14 日から施行し 2024 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の一部改定は 2025 年 10 月 15 日から施行し 2026 年 4 月 1 日から適用する。